

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、<u>特別支援学校又は幼稚園</u>の用途に供する木造の建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の教室（生徒、児童又は幼児を収容する居室を含む。）で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第32条 この条例の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、<u>50万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、<u>盲学校、聾（ろう）学校、養護学校又は幼稚園</u>の用途に供する木造の建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の教室（生徒、児童又は幼児を収容する居室を含む。）で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第32条 この条例の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、<u>20万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。